

- 食料・農業・農村基本法は、農業政策の基本的な方向を示すものとして、平成11年に制定されたものである。
(法律制定当時(90年代)の経済情勢と、WTO体制の下での自由貿易の進展等を背景としている。)
- 現在の農業施策(担い手の育成・確保、農村振興など)は、この法律に基づいて実施されており、この中では、食料自給率の向上を図ることも規定されている。

基本理念と主要施策

食料

①食料の安定供給の確保

- 国内生産、輸入、備蓄を組み合わせ、食料を安定供給
 - ・食料消費に関する施策の充実
 - ・農産物の輸出入に関する措置
 - ・食品産業の健全な発展
 - ・不測時における食料安全保障 等

多面的機能

②多面的機能の十分な発揮

- 環境保全など食料供給以外の機能の充実
 - ・自然循環機能の維持増進
 - ・中山間地域等の振興 等

農業

③農業の持続的な発展

- 効率的・安定的な農業経営(担い手)の育成による農業の発展
 - ・望ましい農業構造の確立
 - ・農業生産の基盤整備
 - ・技術の開発・育成
 - ・自然循環機能の維持増進
 - ・専ら農業を営む者等による農業経営の展開
 - ・人材の育成及び確保
 - ・農産物の価格形成・経営安定
 - ・農業資材の生産・流通の合理化 等
 - ・農地の確保・有効利用
 - ・農業生産組織の活動の促進
 - ・農業災害による損失補てん

農村

④農村の振興

- 食料生産が行われる農村の生産・生活環境の整備
 - ・農村の総合的な振興
 - ・中山間地域等の振興
 - ・都市と農村の交流

- 5年毎に施策の見直し
- 食料自給率目標(45%)